

埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 3年 9月 6日決裁
一部改正 令和 5年 2月 27日決裁

(目的)

第1条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」3（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（以下「事業」という。）に基づいて、市町村が行う事業に必要な経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別に定める基準額、対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の支払)

第4条 この補助金は、概算払をすることができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 市町村が（1）から（7）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

エ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(10) (9)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(11) 事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) 事業者が(9)より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、年度ごとに定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後（第5条第2項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第15条 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

(別紙)

【基準額】

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

対象幼児 1 人当たり月額 20,000 円

※ ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去 3 か年の平均月額利用料（10 円未満の端数がある場合は切り捨て。）が 20,000 円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長

年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業補助金の交付申請について

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付手続等
に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金所要額調書（別表1）
- 3 年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業内訳書（別表2）
- 4 添付資料
 - (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
 - (2) その他参考となる資料

担 当 課
担当者職氏名
電 話
F A X
E メ ー ル

別紙様式第2号

年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県地域に
おける小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助
金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
 - (1) この補助金は、埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
 - (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長

年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業補助金の事業実績報告について

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 金 円
- 2 年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業補助金精算書（別表3）
- 3 年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な
集団活動事業の利用支援事業内訳書（別表4）
- 4 添付資料
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書抄本
（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
 - (2) その他参考となる資料

担 当 課
担当者職氏名
電 話
F A X
E メ ー ル

別紙様式第4号

年度埼玉県地域における小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け学事 第 号で交付決定した 年度埼玉県地域
における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補
助金については、年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に
基づき、下記のとおり確定します。

記

1 確定額	金	円
2 交付決定額	金	円
3 差引過不足(△)額	金	円